

鳥取市脱炭素先行地域づくり EV 充放電設備導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和5年4月28日に国から選定された鳥取市脱炭素先行地域計画に基づく脱炭素先行地域づくり事業を着実に実行し、脱炭素先行地域に選定されたエリア（若葉台北一丁目から若葉台北六丁目まで及び若葉台南一丁目から若葉台南七丁目までの区域をいう。以下「脱炭素先行地域選定エリア」という。）において2030年度までに民生部門における電力消費に伴うCO₂排出量実質ゼロを確実に実現するとともに、地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を目指す地域脱炭素の各種取組を進めるため、EVの普及に向けてEV充放電設備を導入する事業に対し、予算の範囲内において鳥取市脱炭素先行地域づくりEV充放電設備導入支援事業費補助金(以下「本補助金」という。)を交付することについて、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日付け環政計発第2203301号。以下「国要綱」という。）及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日付け環政計発第2203303号。以下「国要領」という。）において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本補助金の交付の申請をする時点において、脱炭素先行地域選定エリア内に住宅を所有し、かつ、現に居住する個人（当該住宅を住所として本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる市税等を滞納している者は、交付対象としない。

- (1) 市税
- (2) 国民健康保険料
- (3) 後期高齢者医療保険料
- (4) 介護保険料
- (5) 保育所保育料
- (6) 下水道使用料
- (7) 下水道受益者負担金

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業であり、かつ、別表第2欄に定める要件を満たす事業とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表第3欄に定める経費から次に掲げる補助金等を除いたものとする。

(1) 本補助金以外に交付される補助金

(2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）

(3) その他市長が適当でないと認める経費

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額に別表第4欄に定める補助率を乗じて得た額（千円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに規則第4条の申請書を市長に提出するものとする。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 鳥取市脱炭素先行地域づくりEV充放電設備導入支援事業費補助金事業計画書（様式第1号）

(2) 費用の総額及び内訳のわかる書類

(3) 設置予定箇所の写真

(4) 製品に係る型式及び性能を確認できる書類（カタログ等）

(5) 交付を受けようとする者に係る住民票の写し

(6) 市税滞納なしの証明書（申請年度の前年度分）

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 2割以上の減額を伴う変更

(着手届を要しない場合)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しない。

(実績報告)

第10条 本補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は本補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、規則第12条の実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 鳥取市脱炭素先行地域づくりEV充放電設備導入支援事業費補助金事業報告書(様式第2号)
- (2) 補助事業に係る契約の証拠書類(契約書、請書等の写し)
- (3) 設置事業者が発行した領収書及び費用内訳書の写し
- (4) 設置前の状況と対比可能な設置後の完了写真(充電設備の型式等がわかる銘板等部分の写真含む)
- (5) 再エネ発電設備(太陽光発電設備等)から導入するEV充放電設備へ電力供給可能となるよう措置されていることがわかる書類

(財産の管理)

第11条 本補助金の交付を受けた者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 規則第16条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)により定められた期間とする。

3 規則第16条第4号の市長が定めるものは、全ての取得財産等とする。

4 本補助金の交付を受けた者は、処分制限期間内に規則第16条本文の規定による市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で取得財産等を処分する場合は、事後の提出を認めるものとする。

5 本補助金の交付を受けた者は、取得財産等の処分により収入があったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

6 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよ

う指示したときは、本補助金の交付を受けた者は、これに従わなければならない。

(協力)

第12条 市長は、本補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じてEV充放電設備の導入による効果検証データの提供その他協力を求めることができるものとする。

(帳簿等の整備)

第13条 本補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

(調査)

第14条 市長は、本補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要に応じて、施工完了後の状況等について、調査することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、本事業を所管する部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月25日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に、この要綱の規定に基づき交付の決定がなされた補助対象事業については、なお従前の例による。

別表（第4条、第5条、第6条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象要件	3 補助対象経費	4 補助率
EV 充放電設備導入支援事業 （充放電設備・充電設備）	（1）国要領別紙1の2イ（キ）に規定する要件 （2）規則第7条第1項に規定する交付決定通知書の交付を受けた日以降に着手し、かつ、交付決定を受けた年度の2月末日までに完了する事業であること。	国要領別表第1に規定する経費	3/4